

前田の ちょっと経営を考えよう 第 231 回

経営にとって日本の政治の将来は大変重要な影響を及ぼします。

最近では、円高対策、中国対応、社会福祉対策、成長戦略、雇用問題、少子化対策、若い人に与えられる夢の有無、教育問題等々、大変多くの課題がありますが、今の政府は何らしっかりした方針を打ち出すことができていません。

さらに言えば景気二番底が 11 月、12 月に襲ってくるのか・・・

では、我々中小企業は今、何をすればいいのか。

- (イ) ただ我慢をすればいいのか、そうすれば将来なんとかなるのか
- (ロ) 今投資を実行したらいいのか
- (ハ) 今雇用促進をしたらいいのか

ほんとうに判断がつかえません。そうこうしている内に株価は下がり土地の時価は下がり、所得は減少し、消費は減少する・・・

さて、我々は、こんな社会にどう対応し、どう生き抜くか、どんな経営を行なうか。

これが我々の今後の宿題ですね。

またお話し合いしましょう！！

前田の《今人生を語る》第 136 回

資源のない国日本が今後生き抜くためには何が必要か

人材 今、人材が海外から引き抜かれています、危ない！！

教育（技術はもちろんのこと、哲学、思想、道徳も）

日本人という信念

確たる教育に対する考え方がないと、日本はどうなってしまうか！！

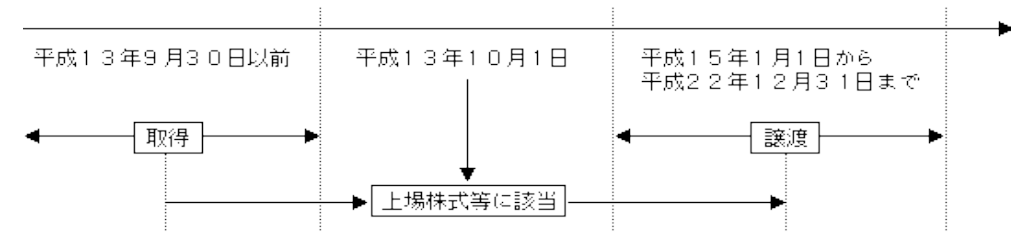
【上場株式等の取得費の特例の廃止について】

中澤 良次

平成 22 年度の税制改正により、平成 13 年 9 月 30 日以前に取得した上場株式等の取得費の特例（みなし取得費の特例）が、平成 22 年 12 月 31 日の適用期限をもって廃止されることとなりました。

1 特例の概要

居住者等が、平成 13 年 9 月 30 日以前から引き続き所有していた上場株式等（同年 10 月 1 日において上場株式等に該当していたものうち一定のものに限ります。）を平成 15 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に譲渡した場合における取得費は、その上場株式等の平成 13 年 10 月 1 日における価格（国税庁ホームページで確認できます）の 80% に相当する金額とすることができます。



つまり、上記の該当株式を譲渡した場合には、

- イ 実際の取得費
 - ロ 特例によって計算したみなし取得費
- のうち、いずれか有利な方を選択できるという特例です。

2 取得価額の把握について

特例の廃止に伴って、平成 23 年 1 月 1 日以後に上場株式等を譲渡する場合には、平成 13 年 10 月 1 日の 80% 相当額は利用できなくなります。そこで問題となるのは一般口座にある取得価額が不明な上場株式等です。

一般に相続や贈与等により取得した株式は取得価額が不明なケースがありますので、今後の譲渡等のために取得価額の把握が必要となります。具体的な把握方法としては、下記のようなものがあります。

- 取引報告書又は取引残高報告書等（取得時に証券会社から交付されます。）
- 取引証券会社における顧客勘定元帳の記載（取引証券会社にお尋ねください）
- 日記帳や預金通帳等の手控えの記載
- 名義書換日を証する書類（発行会社等が交付する株主名簿、株主異動証明書等）

3 平成 23 年以降に譲渡する場合

2 の方法でも上場株式等の取得価額が分からない場合において、平成 23 年 1 月 1 日以後にその上場株式等を譲渡する場合には、1 の「みなし取得費の特例」は利用できませんが、税務上、売却代金の 5% 相当額を取得費として取扱うことができます。ただし、1 の特例を利用する場合と比べ、税負担が増えるケースが一般的に多いので、本年中に取得価額の把握や平成 22 年中の譲渡などの検討をする必要がありそうです。

なお、特定口座で保有する上場株式等については、取得価額が明確なため、今回の特例廃止に伴う影響はありません。